

○倉敷市児童福祉施設の運営に関する基準を定める規則

平成25年3月19日

規則第24号

改正 平成26年9月26日規則第62号

平成29年8月30日規則第49号

平成30年3月23日規則第14号

平成31年3月22日規則第20号

令和2年3月30日規則第43号

令和3年6月30日規則第64号

(趣旨)

第1条 児童福祉施設の運営に関する基準は、倉敷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年倉敷市条例第53号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(職員の知識及び技能の向上等)

第2条 児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設の職員は、倉敷市子ども条例（平成23年倉敷市条例第46号）の理念を十分に理解するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設の設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第3条 児童福祉施設の設置者は、入所者等の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設（母子生活支援施設に限る。）においては、入所者等の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所者等を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 児童福祉施設においては、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理

が適正に行われなければならない。

(食事)

第4条 条例第9条第1項に規定する食事の提供は、次の事項を守らなければならない。

- (1) できる限り変化に富み、入所者等の健全な発育に必要な栄養量を含む献立であること。
- (2) 食品の種類及び調理方法について、栄養並びに入所者等の身体的状況及び嗜好を考慮したものであること。
- (3) 少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理する場合を除き、あらかじめ作成された献立に従って調理すること。

2 児童福祉施設（保育所に限る。次項において同じ。）の設置者は、条例第9条第1項に規定する食事の提供に当たっては、地産地消に努めるものとする。

3 児童福祉施設の設置者は、入所している乳幼児への食育を推進するため、保護者に対して食育に関する情報を発信するものとする。

(健康診断)

第5条 児童福祉施設（児童厚生施設を除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所者等に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び必要に応じて行う臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、児童福祉施設の長は、次の表の左欄に掲げる健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められる場合は、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所者等の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ助産の実施又は母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続を採ることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所者等の食事を調理する者につき、

綿密な注意を払わなければならない。

(規程の整備)

第6条 児童福祉施設（保育所を除く。）の設置者は、入所者等の援助に関する事項その他施設の管理に関する重要事項について、規程を設けなければならない。

2 保育所の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児又は満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 法令の遵守のための措置に関する事項
- (12) その他保育所の運営に関する重要事項

(帳簿の整備)

第7条 児童福祉施設の設置者は、職員、財産、収支及び入所者等の処遇の状況を明らかにした帳簿を整備しておかなければならない。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第8条 条例第19条第1項の規則で定める者は、児童福祉施設最低基準第二十二条の二等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会（平成23年厚生労働省告示第311号。以下「指定する者及び講習会告示」という。）第1項の表第27条の2第1項及び第2項の項に掲げる者とする。

2 条例第19条第1項第4号の規則で定める基準は、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は指定する者及び講習会告示第2項の表に掲げる講習会の課程を修了したものである。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国，都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
 - (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
 - (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）
- (母子生活支援施設の長が受けるべき研修を行う者)

第9条 条例第19条第2項の規則で定める者は、指定する者及び講習会告示第1項の表第27条の2第1項及び第2項の項に掲げる者とする。

(保育指針)

第10条 条例第30条第1項の規則で定める指針は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）とする。

(児童厚生施設の職員)

第11条 条例第34条第2項第6号の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、市長）が適当と認めるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学において、社会福祉学，心理学，教育学，社会学，芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学，心理学，教育学，社会学，芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより，同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (3) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学，心理学，教育学，社会学，芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (4) 外国の大学（外国における大学に相当する学校をいう。）において、社会福祉学，心理学，教育学，社会学，芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(電磁的記録)

第12条 児童福祉施設の設置者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月26日規則第62号）

この規則は、倉敷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年倉敷市条例第56号）の施行の日から施行する。

附 則（平成29年8月30日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月23日規則第14号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規則第20号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月30日規則第64号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。